東京における自然の保護と回復に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十六号)新旧対照表(抄)

第二十二条から第六十八条まで (現行のとおり)	改正案
第二十二条から第六十八条まで (略) 第二十二条から第六十八条まで (略) (保全事業の承認を受けて、保全事業を行うことができる。 1、知事の承認を受けて、保全事業を行うことができる。 2及び3 (略) (保全事業の承認等) (保全事業の承認等) (保全事業の承認等) (限分割 (略) (限分割 (略) (限分割 (略) (略) (限分割 (略) (略) (略)	現行